

令和 7 年 6 月 5 日

第 3 回羽島市議会定例会議案

議案要綱

目 次

議第 4 5 号	羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について.....	3
議第 4 6 号	羽島市税条例の一部を改正する条例について.....	5

要綱 1

議第 4 5 号

羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号。以下「一部改正法」という。）の公布に伴い、羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものとする。

- 1 職員が現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」の部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止することとする。（第 1 9 条関係）
- 2 一部改正法により新たに措置された部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）に関すること（第 1 9 条の 2 及び第 1 9 条の 4 関係）
 - (1) 第 2 号部分休業は、原則として 1 時間を単位として承認することとする。
 - (2) 職員が 1 年につき請求できる第 2 号部分休業の上限は、次のとおりとすることとする。

ア 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間
- 3 第 1 号部分休業及び第 2 号部分休業に関すること（第 1 9 条の 3 及び第 1 9 条の 5 関係）
 - (1) 職員が第 1 号部分休業及び第 2 号部分休業の請求を申し出る単位期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までにするものとする。
 - (2) 職員が申出をした第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業の内容を変更することができる特別の事情は、申出時に予測ができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ育児時間に係る子の養育に著しい支障が認められることとする。
- 4 その他
 - (1) その他所要の規定の整備を行うものとする。
 - (2) この改正は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行するものとする。
 - (3) 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 2 号部分休業

の上限は、次のとおりとすることとする。

ア 非常勤職員以外の職員 38時間45分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に5を乗じて
得た時間

要綱 2

議第 4 6 号

羽島市税条例の一部を改正する条例案要綱

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等の公布に伴い、羽島市税条例の一部を改正するものとする。

1 公示送達に関すること（第 1 9 条関係）

公示送達の方法について、公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場へ掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

2 市民税に関すること（第 3 3 条の 2、第 3 5 条の 2、第 3 5 条の 3 の 2 及び第 3 5 条の 3 の 3 関係）

市民税の所得控除として、新たに特定親族特別控除を追加するとともに、個人の市民税の給与所得者及び公的年金等受給者がすべき申告について、扶養親族に加え特定親族の氏名を申告しなければならないこととする。

3 市たばこ税に関すること（附則第 1 4 条の 2 の 2 関係）

令和 8 年 4 月 1 日以降に売渡し等が行われた加熱式たばこについて、当分の間におけるたばこ税の課税標準の特例を定めることとする。

4 その他

(1) その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 原則として 1 は地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から、2 は令和 8 年 1 月 1 日から、3 は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 所要の経過規定を設けることとする。